| 招集年月日 令和元年6月11日 招集場所 本部町議会議場 開散会日時 開会 令和元年6月11日 午前10時00分及び宣言 散会 令和元年6月11日 午前10時53分 ※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。 出席14名 欠席 0名 欠員 0 | 令和元年第2回本部町議会定例会会議録 | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 招集場所本部町議会議場 開散会日時開会 令和元年6月11日 午前10時00分及び宣言散会 令和元年6月11日 午前10時53分 ※出席並びに欠席議員は下記のとおりである。 出席14名 欠席 0名 欠員 0 | | | | | | | | |
| 開散会日時開会 令和元年6月11日 午前10時00分 及び宣言散会 令和元年6月11日 午前10時53分 ※出席並びに欠席議員は下記のとおりである。 出席 14 名 欠席 0 名 欠員 0 | 令和元年 6 月11日 ——————————————————————————————————— | | | | | | | |
| 及び宣言 散会 令和元年6月11日 午前10時53分 ※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。 出席 14名 欠席 0名 欠員 0 | 本部町議会議場 | | | | | | | |
| ※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。 出席 14 名 欠席 0名 欠員 0 | | | | | | | | |
| 出席 14 名 欠席 0名 欠 員 0 | | | | | | | | |
| | ※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。 | | | | | | | |
| 議席番号 氏 名 出席等別 議席番号 氏 名 Ⅰ | 名 | | | | | | | |
| | 出席等別 | | | | | | | |
| 1 真 部 卓 也 出 9 具志堅 勉 | 出 | | | | | | | |
| 2 崎浜秀昭 " 10 座間味栄純 | IJ | | | | | | | |
| 3 比嘉由具 "11 松川秀清 | IJ | | | | | | | |
| 5 小橋川 健 " 12 喜 納 政 樹 | IJ | | | | | | | |
| 6 伊良波 勤 " 13 宮 城 達 彦 | IJ | | | | | | | |
| 7 具志堅 正 英 " 14 崎 浜 秀 進 | IJ | | | | | | | |
| 8 仲宗根 須磨子 " 15 石 川 博 己 | IJ | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| ※ 会議録署名議員 | | | | | | | | |
| 3番 比 嘉 由 具 5番 小橋川 健 | | | | | | | | |
| ※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。 | | | | | | | | |
| 町 長 平良武康 副 町 長 伊野波 盛 | - | | | | | | | |
| 教 育 長 仲宗根 清 二 会計管理者兼会計課長 上 間 辰 | ₹ 巳 | | | | | | | |
| 総務課長 仲宗根 章 企画商工観光課長 屋富祖 長 | ・美 | | | | | | | |
| 住 民 課 長 平安山 良 信 福 祉 課 長 松 本 一 | - 也 | | | | | | | |
| 健康づくり推進課長 崎原 誠 建 設 課 長 宮 城 | 忠 | | | | | | | |
| 農林水産課長安里孝夫上下水道課長新里一 | - 成 | | | | | | | |
| 教育委員会事務局長 有 銘 高 啓 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| ※ 本会議に職務のため出席した者 | | | | | | | | |
| 事務局長宮城健主 事仲宗根 | 農 | | | | | | | |

議 事 日 程

6月11日 (火) 1日目

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 | |
|------|--------|---|---|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定の件 | |
| 3 | | 議長諸般の報告 | |
| 4 | | 町長の行政報告 | |
| 5 | 報告第8号 | 平成30年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (報 告) | |
| 6 | 報告第9号 | 専決処分の報告について(伊野波橋橋梁整備工事〈A 1 橋台〉) (報 告) |) |
| 7 | 議案第15号 | 本部町指定金融機関の指定について(議案説明) |) |
| 8 | 議案第16号 | 専決処分の承認を求めることについて(本部町税条例等の一部を 正する条例) (議案説明) | |
| 9 | 議案第17号 | 専決処分の承認を求めることについて(本部町固定資産税の課税が 除に関する条例の一部を改正する条例) (議案説明) | |
| 10 | 議案第18号 | 専決処分の承認を求めることについて(本部町国民健康保険税条の一部を改正する条例) (議案説明) | |
| 11 | 議案第19号 | 本部町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改 する条例の制定について (議案説明) | |
| 12 | 議案第20号 | 本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正な る条例の制定について (議案説明) | |
| 13 | 議案第21号 | もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定について (議案説明) |) |

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|------|--------|---|
| 14 | 議案第22号 | 令和元年度本部町一般会計補正予算について (議案説明) |
| 15 | 議案第23号 | 本部町過疎地域自立促進計画の変更について (議案説明) |
| 16 | 議案第24号 | 工事請負契約の締結について(瀬底島一周線道路改良工事〈その 2〉) (議案説明) |
| 17 | | もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会の設置 |

O 議長 石川博己 ただいまから令和元年第2回本部町議会定例会を開会します。

開 会(午前10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 比嘉由具議員及び5番 小橋川 健議員を指名します。

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から6月14日までの4日間に決定しました。 日程第3. 議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしたとおりでございますが、その中から抜粋して説明をさせていただきます。 平成31年3月16日土曜日、平成31年北部広域市町村圏事務組合議会第53回定例会が北部会館で 行われました。議事として、平成30年度北部広域市町村圏事務組合一般会計補正予算、平成31年 度・令和元年度北部広域市町村圏事務組合一般会計予算を含む6つの議案審議と公立大学法人名 桜大学平成29年度にかかわる業務の実績に対する評価結果についてが報告とされております。同 日、厚生労働大臣表彰を受賞した町出身者である崎原正治氏と日本食品衛生協会理事長表彰を受 賞した川上明登氏の受賞祝賀会が名護市で行われました。

4月25日、北部地域の道路網の整備促進並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会が名護市 民会館で行われ、同決議とともに特別決議として、名護東道路数久田から許田間の早期事業実現 に関する特別要請と、伊平屋、伊是名間の離島架橋の早期事業化に関する特別要請2件が決議さ れました。

4月26日、平成31年度沖縄振興拡大会議が那覇市で開催されました。子供の虐待防止対策の推進に向けた取り組みについてと、次期沖縄振興計画における子供の貧困対策についての2件が討議議題としてあり、活発な意見が交わされております。

5月9日から13日、北部市町村議会議長会視察研修として、石垣市から台湾、マカオ、香港への国会視察を行いました。石垣市において、市当局よりクルーズ船受け入れに関する研修を行った後、乗船手続きを終えてクルーズ船スーパースターアクエリアスにて出国し台湾へ入国。その後、空路、陸路を利用しマカオ、香港を視察しております。マカオ、香港間は全長55キロの港珠澳(こうじゅうおう)大橋を橋専用のシャトルバスで移動しスケールの大きさを実感させられました。視察期間中、出入国審査を10カ所通過しております。多くの観光客を受け入れるに当たり、どの施設のレーンも混雑を避けるための工夫がされており、スムーズな審査で通過することが可能でした。今回の視察研修を終えて、本部港に入港するクルーズ船と北部全体の受け入れ体制の

構築にいかに反映することができるかを北部町村議会議長会として政策形成についての議論を交わしていきたいと考えております。なお、今回の視察研修の資料に関しては、事務局のほうに保管してありますので、ご確認ください。

5月20日から22日、町村議会議長首長研修会として、これからの町村議会を考えるをテーマに、町村議会議員の議員報酬のあり方、小規模議会のあり方を求めて、町民に寄り添う議会を目指して、町民に信頼され、存在感のある議会を目指しての科目で研修を受けてきております。研修の資料に関しては事務局のほうに保管してありますので、ご確認ください。

なお、5月12日、アセローラの日記念セレモニーは崎浜秀進副議長による代理出席、5月17日、 令和元年度本部町文化協会定期総会は喜納政樹総務文教常任委員長による代理出席、5月29日、 本部まつり実行委員会は座間味栄純産業建設常任委員長による代理出席をしております。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に 配りましたとおり提出されています。朗読は省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 町長の行政報告を行います。町長。

O 町長 平良武康 おはようございます。平成31年3月1日から令和元年5月31日まで、3カ 月間にわたる町長の行政報告、主な事項について報告申し上げます。

3月9日、恒例で北部市町村会の総会がございました。当総会で當眞 淳宜野座村長が引き続き市町村会の会長に選出されております。なお、当会の中で、市町村会の1年間の活動内容等を議論されております。沖縄総合事務局との行政懇談会、それから県との行政懇談会、そして道路関係に関する要請の計画立てと、いろんな1年間の計画等について議論されてございます。

30日に沖縄市におきまして、本町出身であります與那嶺克枝副村長が沖縄市において誕生した ということで、郷友会の皆さん、那覇近郊、中部近郊の、いわゆる近在の郷友会の皆さんが激励 会をしておりますけれども、とても盛り上がっておりました。激励会に参加いたしました。

4月3日、経済関係に係る施政方針について、経済団体に直接ことしの経済施策の施政方針について、私のほうから、そして各課長のほうから説明いたしまして、懇談会を含めて意見交換会を実施しております。商工会、観光協会、美ら島財団を含めて経済10団体が一堂に会しまして、町としての行政の中心的な施策展開についての、重点的な部分についての説明と、そして意見交換等、とても有意義な時間だったということでご報告しておきます。

次ページ、4月に入ります。4月20日にシークヮーサーの講演会が実施されております。中部大学の禹(う)先生、そして琉球大学の照屋先生によるシークヮーサーの機能性について講演会を実施しております。なお、私のほうからは基調報告ということで、このシークヮーサーの北部地域においての農業用の位置づけ、産業発展の可能性等についての報告をしております。150名ほど北部地域全域から参加しまして、産業づくりについての共有化を図るための、とてもいい集まりだったと考えております。

それから26日、先ほど議長からもご報告がありましたけれども、沖縄振興拡大会議がありまし

た。県知事、副知事、県の各部局長、各市町村長、各議会議長を交えての懇談、そして議論をする集まりでありましたけれども、先ほどもありましたように、子供の貧困対策についてどのようにしていくのかといったような議題と、それから児童の虐待対策、そういったこと。あるいはまた次期沖縄振興計画について、どのような形で何をどう盛り込んでいくのかというような、そういった議論等がございました。特にこの貧困対策、児童虐待について、これだけの大きな場で議論の対象としてのし上がってくるということは、とてもこれは水面下で深刻な事態が発生しているのかというようなことも感じ取ったりしております。我が町についても、そのようなことについて十分に対応する手立てをしなければいけないものだと、そういうことも考えるところでございます。

それから5月8日、那覇港にクルーズ船の調査ということで、那覇港泊埠頭に行きました。町の関係課長、班長を含めて、そしてクルーズ促進協議会、商工会、観光協会等を含めた団体ですけれども、クルーズ促進協議会を含めて25名のメンバーで実際にクルーズ船が着岸する状況から、そしておりてくるような状況、そして税関、入管等、CIAがどういった形で通過していくのかといったようなことを全て目の前で確認しながら、見てとりながら勉強するということでやりました。同時にまた、そこを管理する、いわゆる那覇港の管理組合の皆さんとクルーズ船対応についてどういった課題があるのかと、どのような対応をしているのかといったようなことで突っ込んだ意見交換などもやりながら、情報交換を深め、そして今後なお、先進地域として那覇港管理組合との情報の共有化も図りながら対応していこうということで、そんな議論がなされております。

5月に入りまして、5月15日、福祉団体と町の各課長との行政懇談会、これは初めてですけれども、実施しております。その前に30カ所ほどありますけれども、町の福祉団体、いわゆる保育所、老人福祉施設、障害者福祉施設等、30団体全て激励訪問ということで私も事務所に足を運びました。そういった中で福祉団体が持っている具体的な、当面している課題はどういったものがあるのかということについての意見聴取もしながら行政懇談会を進めております。どの団体も人不足といったことの声があったり、あるいはまた研修など、スキルアップをどうしていくのかというようなことの課題が上がってきておりました。今後、福祉団体とも連携を密にしながら、団体が活動しやすいような状況づくりの環境を整えていきたいと考えております。

それから16日、一般社団法人公共用地補償機構への要請ということで、公共用地の用地交渉が難しい部分については、当機構のお力添えをかりながら対応したほうがより道路建設、その他建築工事等がスムーズに行くといったような中で、本部町について特に道路用地交渉について力をかしていただきたいということで、その配慮を求めるために要望、要請をしてきたところでございます。

それから28日、定例の記者懇談会の中で、子ども・子育てゆいまーる基金の設立、その受け入れ体制が、いわゆる口座の開設ですとか、ふるさと納税での受け入れ体制とか、それが全て整いましたということで記者会見をやっております。おかげでもう既に700万円余の基金が今現在集

まったところであります。これからそういったことを機転としながら、ゆいまーる基金を鋭意協力求めることができればと、このように考えているところであります。

以上、かいつまんでお話いたしましたけれども、行政報告といたします。

O 議長 石川博己 これで町長の行政報告を終わります。

日程第5.報告第8号 平成30年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 令和元年第2回本部町議会定例会におきまして、2件の報告と10件の議案を提出してございます。その内訳ですけれども、繰越明許費繰越計算書の報告が1件、専決処分の報告が1件、指定金融機関の指定に係る議案が1件、専決処分の承認を求める議案が3件、条例の一部改正及び新規制定議案が3件、一般会計補正予算議案が1件、過疎地域自立促進計画の変更議案が1件、工事請負契約の締結議案が1件でございます。

説明に当たりましては、副町長以下、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしく お願いいたします。

- 〇 議長 石川博己 総務課長。
- 総務課長 仲宗根 章 報告第8号をよろしくお願いいたします。

報告第8号 平成30年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により平成30年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。令和元年6月11日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いいたします。次のページには、事業名、そして事業費、その財源内訳を掲載しております。説明は3ページ、4ページで行います。3ページ、本部町会館雨よけ撤去事業、こちらは金額が2段に分かれておりますが、上段の括弧書きは全体事業費でございまして、下段は繰越金額でございます。渡久地にあります町営ホールの外階段から2階にかけての雨よけの撤去工事でございます。天井等の資材にアスベストが含まれており、その処理に時間を要したため繰り越しております。こちらは既に4月に完了しております。事業を1件1件説明させていただきます。

プレミアム付商品券事業、繰越額942万8,000円。こちらは昨年12月に事業化が決定をしまして…。すみません、段を間違っておりました、プレミアム付商品券の繰越事業は、事業費236万9,000円でございます。申しわけございません。昨年12月に事業化が決定しまして、ことし3月に交付決定を受けております。交付決定が年度末であったため、システムの構築等が間に合わず繰り越しております。9月末完了を予定しております。

続きまして、もとぶ元気夕市活性化事業、942万8,000円。こちらはもとぶ元気夕市の会場となっております産業支援センターの1階部分のひさしを延長する事業でございまして、建築確認の設計段階において、構造計算や資材準備等に不測の日数を要したため、また資材、これは高力ボルトの供給不足により事業を繰り越しております。既に高力ボルトが全てそろっておりまして、

7月末の完了予定でございます。

続きまして、健堅本部落線道路改良事業、繰越額が1,911万6,000円。こちらは道路沿いにあります3本の電柱の移転が必要になりまして、その電柱の移転の調整に時間を要しました。そのため繰り越しております。もう既に電柱の移転は完了しておりまして、6月末の完了を予定しております。

続きまして、瀬底島一周線道路改築事業から石川謝花線、嘉津宇具志堅線、満名川線まで4路線、こちらは北部振興事業費で実施しております4路線でございまして、いずれも繰り越し内容は一緒でございますが、交付決定が年度途中の昨年10月でありました。そのため地元関係者との協議に十分な時間が確保できずに繰り越しております。令和2年3月末の完了を4路線予定しております。

続きまして、伊野波本線道路改修事業でございますが、こちらは5,266万4,000円が繰越額、伊野波橋の橋台部分の工事費の交付決定が、こちらは昨年11月でありました。工事着手におくれがございまして、十分な時間を確保することができませんでした。こちらは5月に完了をしております。橋梁等長寿命化点検調査事業、451万円。こちらは伊豆味にあります親名線の伊豆味トンネルの点検業務でございます。5年に1回の法定点検となっておりまして、交付決定が、こちらも昨年11月であったため、十分な時間を確保することができませんでした。こちらも5月に完了しております。

新里第2団地新築整備事業、1,562万6,000円。新里第2団地の本体工事の完了がおくれたことによりまして、フェンス、排水等の屋外附帯工事に影響があり繰り越しております。6月末の完了を予定しております。今行われている工事は入居に際して影響がないため、5月15日から入居は開始しております。

次の4ページをお願いします。防災施設機能強化整備事業、480万円、こちらは渡久地の旧ファミリーマート後方に避難路を整備する事業でございます。整備面積について地権者との交渉に不測の日数を要したため繰り越しております。こちらは令和2年の2月末の完了予定でございます。

続きまして、本部町立小学校ブロック塀対策事業、その下の中学校のブロック塀対策事業、こちらは繰り越しは同じ理由でございますが、学校のブロック塀をアミフェンス等に立てかえる事業でございます。交付決定がことし2月であったため、調査・設計に十分な時間を確保できずに繰り越しております。こちらは12月末の完了を予定しております。

最後になりますが、本部町立幼稚園空調整備事業、幼稚園の空調整備事業も学校ブロック塀の 事業と同じ事業でありまして、こちらもことし2月に交付決定がおりております。十分な時間が 確保できずに繰り越しておりまして、こちらは8月末の完了を予定しております。以上、説明を 終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第8号 平成30年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第6.報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

O 建設課長 宮城 忠 報告第9号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の 規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告 する。記、平成30年第5回本部町議会(臨時会)で議案第43号をもって議決をされた伊野波橋橋 梁整備工事(A1橋台)に係る請負代金の変更契約を締結したことについて。令和元年6月11日 提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、伊野波橋橋梁整備工事(A 1 橋台)について、契約金額「7,430万4,000円」を「7,577万3,880円」に変更し改定契約を締結する。令和元年5月29日、本部町長 平良武康。

次のページが変更箇所対照表となっております。

その次のページ、A3の報告第9号の資料をごらんください。今回、大きな変更対象となりました赤色で色塗りされています仮設高台の図面でございますが、伊野波橋橋梁整備事業は、平成26年度から防災安全社会資本整備交付金80%補助を活用して整備しておりますが、平成30年度の交付決定が例年より3カ月ほどおそい11月にずれ込んだ関係で、やむなく工期を短縮し本工事を発注しました。その際、仮設高台などの賃料は短縮した日数で計上していたため、適正工期へ延長することに伴い、当該賃料が増額となったものです。その他、間知ブロックの数量増なども含め、計140万円余りの増額変更をしております。以上で報告を終わります。

O 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第9号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第7. 議案第15号 本部町指定金融機関の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

O 会計管理者兼会計課長 上間辰巳 議案第15号 本部町指定金融機関の指定について。地方 自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、令和元年7月1日から令和3 年6月30日まで、沖縄県農業協同組合を本部町指定金融機関として指定する。令和元年6月11日 提出、本部町長 平良武康。

提案理由、出納事務の効率的運営と正確かつ安全を図り、住民の利便に資する上から、本部町に属する公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

O 議長 石川博己 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第8. 議案第16号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

O 住民課長 平安山良信 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて。本部町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和元年6月11日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律、関係政令及び省令等が平成31年3月29日に公布さ えたことに伴い、本部町税条例等の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理 由である。以上です。

O 議長 石川博己 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第9. 議案第17号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

O 住民課長 平安山良信 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて。本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和元年6月11日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、沖縄振興特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく税制のうち、平成30年度末に適用期限を迎える税制について、平成31年度税制改正大綱において、2年間の延長が決まり、減収補塡制度を規定している省令が改正され、平成31年3月30日に公布されたことに伴い、本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ 議長 石川博己 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第10. 議案第18号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

〇 健康づくり推進課長 崎原 誠 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて。本部 町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和元 年6月11日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い本部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ 議長 石川博己 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第11. 議案第19号 本部町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

O 福祉課長 松本一也 議案第19号 本部町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和元年6月11日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、重度心身障がい者(児)が医療費助成の申請に係る負担を軽減し、もって福祉の増進を図るため、医療費の自動償還方式の導入及び所要の整備について、条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

O 議長 石川博己 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第12. 議案第20号 本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

O 福祉課長 松本一也 議案第20号 本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和元年6月11日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、児童扶養手当法が改正され、児童扶養手当証書の有効期間が「8月1日から翌年7月31日まで」から「11月1日から翌年10月31日まで」に変更された。母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給者認定については児童扶養手当に準じているため、児童扶養手当法改正に合わせ、同様に受給者証の有効期間を変更するため条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

O 議長 石川博己 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第21号 もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

〇 農林水産課長 安里孝夫 議案第21号 もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定について。 もとぶ産農水産物消費拡大推進条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第 1号の規定により議会の議決を求める。令和元年6月11日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本部町の農水産物を町民一人ひとりが身近な産品として大切にし、町全体で消費及び町外等へ宣伝を行うことで、もとぶ産農水産物の産地活性化及び本部町の地域経済の活性化を図る。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

- O 議長 石川博己 これで提案理由の説明を終わります。
 - 日程第14. 議案第22号 令和元年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。
- 総務課長 仲宗根 章 議案第22号 令和元年度本部町一般会計補正予算について。令和元年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和元年6月11日提出、本部町長 平良武康。以上です。
- 議長 石川博己 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第15. 議案第23号 本部町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。企画商工観光課長。

〇 企画商工観光課長 屋富祖良美 議案第23号 本部町過疎地域自立促進計画の変更について。 過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議会の議決を求める。令和元年6月11 日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、平成28年3月10日第2回本部町議会定例会で可決された本部町過疎地域自立促進計画において、過疎地域自立促進特別措置法に基づいた事業を実施するため、本計画を変更する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

O 議長 石川博己 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第16. 議案第24号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

- O 建設課長 宮城 忠 議案第24号 工事請負契約の締結について。瀬底島一周線道路改良工事(その2)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。
- 1、契約の目的、瀬底島一周線道路改良工事(その2)。2、契約の相手、本部町字山川1432 番地、本部造園株式会社、代表取締役喜納政竹。3、契約金額、5,665万円。4、契約の方法、 指名競争入札。令和元年6月11日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ 議長 石川博己 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第17. 特別委員会の設置についてをお諮りします。

議案第21号 もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定については、もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会を設置し、議長を除く全員で構成するもとぶ産農水産物消費拡大推進 条例審査特別委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第21号 もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定については、議長を除く全員で構成するもとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

休憩します。

休 憩(午前10時44分)

再開します。

再 開 (午前10時52分)

これから諸般の報告を行います。

休憩中に、もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が 行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に座間味栄純議員、副委員長に喜納政樹議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

なお、委員長からの申し入れにより、もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会への 当局の説明員の出席を求めます。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 (午前10時53分)